

障害のある子どもの学童保育（放課後児童クラブ）

－今後の調査研究のための序－

恒 次 欽 也（障害児教育講座）

要約 本研究の目的は障害児のための学童保育に関する現在の状況について様々な研究や資料に基づいて今後の研究の方向性を探るためのものである。

その結果、指導員の資格問題、障害児のための学童保育と特別支援教育との連携、カンファレンス機能の充実などが今後の検討課題であることを示唆した。

キーワード：障害児の学童保育、放課後児童クラブ

1. 本論の目的

放課後児童クラブ（行政用語では放課後児童クラブであるがここでは一般に流布している「学童保育」で主に表記することにする。ただし、原典が放課後児童クラブとなっている場合はそのまま表記する）に関しての近年の動向はきわめて流動的である。これも学童保育がいわゆる子ども・子育て関連三法2012年8月国会成立の中に位置づけられたことによりその方針に従って2017年以降落ち着いてくるものと思われるが地方自治体、とくに市町村はそれへの対応に追われることになるものと予想される。ただこうした学童保育全般に関しては成書（全国学童保育連絡協議会編2013など）にゆだねることとして本論は障害のある子どもの学童保育に絞ってまとめていきたい。

なお、本稿は障害児の学童保育に関する展望研究ではなく、筆者が今後の研究の方向性を探るためという位置づけである。したがっていくつかの研究や報告などの引用文献等を紹介してまとめていきたい。

2. 障害児の学童保育の状況について

現今の障害のある子どもの学童保育に関しては著者が厚生省（当時）の厚生科学研究 子ども家庭総合研究事業（恒次，1999，2000）においてまとめていた頃に比べて著しく変化している。その変化の一端は、全国学童保育連絡協議会（2012）によるまとめを引用する。

- ・2001年 障害児加算、小規模加算（過疎地対象）が創設。
- ・2003年 障害児加算は障害児2名からに緩和。
- ・2006年 障害児受入加算は一人から補助対象になる。
- ・2008年 障害児受入促進で単価倍増 加配分の予算化

2001年から障害児の受け入れが障害児加算という形で公的に認容されるようになったのが始まりである

う。そして、おおむね加算や加配などの予算面で拡大してそれが当時のエンゼルプラン、新エンゼルプラン等の少子化対策などと絡み合せて学童保育の拡大に伴い障害児の受け入れも進んできたといえる。

また、障害児の学童保育に関するまとまった著書（論文や書籍の章節除く）は茂木俊彦、田中島晃子 1989 学童保育と障害児 一声社が最初であったように思う。ついで茂木 俊彦、野中賢治、森川 鉄雄編 2002 入門ガイド障害児と学童保育 大月書店へと続き、これの続編というべきか近年の特別支援を視点に入れた改訂版というべきか茂木俊彦編著、全国学童保育連絡協議会編集協力 2010 入門ガイド発達障害児と学童保育 大月書店があり、その他引用参考文献にあげたような一連の成書が出版されている。この中でのおおざっぱな流れをいえば障害児教育が平成19年より特別支援教育へと移行していったことと同時並行的に「発達障害」「気になる子」への関心が高まり、その子どもたちへの対応などをテーマとした著書や論文が増えてきている印象がある。ただし、もともと特別支援教育が始まるきっかけともなった通常学級内における発達障害のある（予想される）子どもたちと、その子どもたちへの対応に苦慮している教師たちがいたように学童保育内においても同様のことが生じていたことは間違いのないところであり、したがって、こうした動向は当然の流れといえる。

3. 全国学童保育協議会2012年調査（概要）から

本調査はほぼ5年に1回実施されているが今回調査では発達障害者法や特別支援教育の動向もあってか初めて発達障害に関する調査も行われたことが特筆される。下記に引用（一部語句、語尾など、筆者修整）する。また、【 】内は引用に対する筆者のコメントである。

＜障害のある子どもの受け入れ数＞

障害のある子どもの入所については、5年前の調査と比べて、受け入れていると回答した学童保育数は1.58倍、入所している障害のある子どもの数は1.73倍

と大幅に増えている。

9年前の2003年調査と比べると、受け入れている学童保育数は2.5倍、障害のある子どもの数は3倍に増えている。

日経新聞2013/3/31の記事によると、障害児が利用する学童保育は8913施設、児童数は1万9639人。3566施設、6358人だった03年の調査と比べると、それぞれ2.5倍、3倍に増えた。現在は利用する障害児が1人でも複数でも、施設への人件費補助は同額。同協議会は「さらなる受け入れのために、国は人数に応じた補助制度に変えてほしい」としている。（学童保育利用の障害児、10年で3倍に 働く女性増加 全国学童保育連絡協議会 紙上コメント含む引用）

具体的には障害のある子どもが入所する学童保育がある市町村数は2003年調査953市町村、2007年調査990市町村、2012年調査1022市町村であった。

また、障害のある子どもが入所している学童保育数2003年調査3566か所、2007年調査5639か所、2012年調査8913か所であり、入所している障害のある子どもの人数は2003年調査2007年調査6358人11335人2012年調査19639人であった。

調査の集計結果は表1の通りであるが、2012年調査の回収率（86.9%）を考慮した推計値は

次のようになる。（）内は全体数との比較（%）

- ① 障害のある子どもが入所している学童保育のある市町村の数約1170自治体（73.1%）
- ② 障害のある子どもが入所している学童保育の数約1万250か所（49.1%）
- ③ 入所している障害のある子どもの数約2万2600人

つぎに受け入れている場合、ひとつの学童保育に何人の障害のある子どもが入所しているか（表2 施設個別調査より）ではひとつの学童保育に入所している障害のある子どもの数も増えており、1人570箇所（43.5%）、受け入れている学童保育では、平均2人330箇所（25.2%）、3人181箇所（13.8%）4人79箇所（6.0%）、5人55箇所（4.2%）、6人以上95箇所（7.3%）、合計1310箇所であり全体の平均は2.36人という調査結果であった。

現在、国には障害のある子どもの受け入れのために指導員一人分の加配ができる補助があるが、1人以上は何人受け入れても同額という問題がある。

（参考）厚生労働省の調査（2012年5月1日現在）全数調査 障害児受入クラブ数10460か所（全クラブ数比49.6%）障害児受入人数23424人。

【確実に障害児の受け入れは進んでいるが後に述べる研修体制補助、指導員加配の状況を見ると単純には喜べないことがわかる。保護者としてはただ預かってくれるだけでありがたいということになりかねないところがある。また1施設で6人以上が95カ所もあり国のガイドラインの1施設定員40人ということからみれ

ばかなりの負担になっている可能性もあるがこの資料ではわからないが障害のある児童を中心に据えた少人数制の学童保育所である可能性もある。】

<発達障害のある子どもの入所状況>

2004年に「発達障害者支援法」が制定され、「市町村は、放課後児童健全育成事業について、発達障害児の利用の機会の確保を図るため、適切な配慮をするものとする」と、学童保育の利用の促進が盛り込まれたことを背景とした新規の調査項目であるという。

発達障害のある子どもの入所が増えているといわれている中で、今回の調査で初めて「発達障害のある子ども」の入所状況についても調査した（個別調査）。

障害のある子どもが入所している学童保育（1310か所）のうち、「発達障害のある子ども」が入所している学童保育は、963箇所であった。回答した学童保育の6割弱に障害のある子どもが入所しているが、そのうちの7割強の学童保育には発達障害のある子どもが入所している。

【発達障害の子どもたちの利用状況調査はきわめて意味のあることで価値の高い調査である。ただし、発達障害は医学的診断が行われている場合と行われずにそうした傾向のある子どもたちがカウントされる場合があることもあって実数把握に関しては慎重である必要があるように思う。このことについて、丸山啓史（2012）が指摘するように、「通常学級に在籍する発達障害の子どもへの関心が高まる中、従来であれば「障害児」とされなかった子どもが「障害児」と見なされるようになった」ことを踏まえ、「障害児の学童保育への参加実態については、今後さらに丁寧な把握が求められよう。」と指摘していることは重要なことである。】

<障害のある子どもを受け入れている場合の補助や加配指導員の状況>表3

障害のある子どもを受け入れている（1022市町村）に対する質問では（（）内は%）1）補助金の加算または加配指導員の有無（回答数994市町村）では、どちらかがある2003年調査56.8%、2007年調査667箇所（67.4%）2012年調査730箇所（73.4%）どちらもない2003年調査41.4%、2007年調査323箇所（32.6%）、2012年調査264箇所（26.6%）であった。

【補助金加算や加配は徐々に増えているものの今回調査でも4分の1強が整備されていない状況にある。学童保育が市町村事業として位置づけられていく中、市町村の財政体力の相違が大きく影響してくる可能性がある。】

2）障害のある子どもの受け入れについてのプログラムの有無（自治体による回答）表4では指導員向けの研修プログラムがある2003年調査14.4% 2007年調

査15.8%，2012年調査38.6%で，巡回指導がある（2003年，2007年，2012年調査の順に）5.7% 12.6% 20.5%であり，療育相談活動がある（2003年，2007年，2012年調査の順に）8.0% 12.0% 15.4%であった。

【自治体による研修体制は4割に達せず，巡回指導も2割，療育相談活動は15%と，障害のある児童を引き受けても引き受けているだけになっており，各学童保育所や全国，あるいは都道府県，市町村の学童保育連絡協議会などが行っている研修プログラムや自主的な巡回相談事業，療育相談に依存している可能性が高い。ある程度の研修のレベルを維持し，また，通所してきている障害のある児童のためにもそして指導員のためにも巡回相談事業や療育相談活動を国による基準の作りと支援が必要かと思う。】

表1 障害のある子どもの入所状況

	2003年調査	2007年調査	2012年調査
障害のある子どもが入所する学童保育がある市町村数	953市町村	990市町村	1022市町村
障害のある子どもが入所している学童保育数	3566か所	5639か所	8913か所
入所している障害のある子どもの人数	6358人	11335人	19639人

表2 受け入れている場合，ひとつの学童保育に何人の障害のある子どもが入所しているか

	2012年調査
1人	570 (43.5)
2人	330 (25.2)
3人	181 (13.8)
4人	79 (6.0)
5人	55 (4.2)
6人以上	95 (7.3)
合計	1310 (100.0)
1施設平均受入数	2.36人

(参考) 厚生労働省の調査 (2012年5月1日現在)
 全数調査 障害児受入クラブ数 10460か所
 (全クラブ数比 49.6%) 障害児受入人数 23424人

<障害のある子どもを受け入れている場合の補助や加配指導員の状況>

表3 障害のある子どもを受け入れている1022市町村に対する質問の回答()内は%
 補助金の加算または加配指導員の有無 (回答数 994市町村)

	2003年調査	2007年調査	2012年調査
どちらかがある	58.6%	667 (67.4)	730 (73.4)
どちらもない	41.4%	323 (32.6)	264 (26.6)

表4 障害のある子どもの受け入れについてのプログラムの有無 (自治体数)
 (障害のある子どもを受け入れている学童保育のある自治体の回答)

	2003年調査	2007年調査	2012年調査
指導員向けの研修プログラムがある	14.4%	15.8%	38.6%
巡回指導がある	5.7%	12.6%	20.5%
療育相談活動がある	8.0%	12.0%	15.4%

4. ガイドラインに関して

放課後児童クラブの運営内容に関する研究会(柏女霊峰座長)は平成23年度「改訂版・放課後児童クラブガイドライン」を作成し公にした。

長いけれどもこれを引用すると「厚生労働省は，平成19年10月19日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「放課後児童クラブガイドラインについて」を发出した。このガイドラインはより良い方向に誘導するガイドラインとしての性格を有するものとして作成され，以後，地方自治体における独自のガイドラインの作成や，このガイドラインに基づく運営の強化などが目立つようになりました。しかしながら，ガイドラインが通知されて5年，放課後児童クラブ数・利用児童数は大きく増加したものの，課題も浮き彫りになってきています。さらに，平成24年8月22日に公布されたいわゆる子ども・子育て関連3法に伴う改正児童福祉法(第6条の3第2項)により放課後児童クラブの対象年齢等運営内容の変更が行われ，かつ，子ども・子育て支援法第59条第5号において地域子ども・子育て支援事業の一つとして位置づけられ，平成27年度をめぐりに安定財源が子ども・子育て分野に追加投入されて，放課後児童クラブも質，量ともに拡充されることが予定されています。それに合わせ，市町村は放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例による基準を作成することが求められることとなり，国は，今後，その「従うべき基準」及び「参照すべき基準」を盛り込んだいわゆる放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を規定することとなりました

（児童福祉法第34条の8の2第1項並びに第2項）。

このような経緯と事情をふまえ、再びこども未来財団の助成を受けた「放課後児童クラブの運営内容に関する調査研究」（野中賢治主任研究者）のもとに「放課後児童クラブの運営内容に関する研究会」（柏女霊峰座長）を設置し、新たな時代の「放課後児童クラブガイドライン」の作成を検討することとなりました。その成果が本報告書ということになります。」と述べている。

そして、障害児の受け入れについては次のようなガイドラインを提案している。

「7 障害児の受け入れについて

（1）障害児の受け入れの考え方

○障害児について希望がある場合は、可能な限り受け入れに努めることが必要である。

○発達障害児が放課後児童クラブを利用する機会が確保されるよう、適切な配慮を行う必要がある。

○放課後児童クラブの環境条件によっては、放課後児童クラブでの受け入れが困難な場合が考えられるため、障害に配慮した援助・支援が行えるように受け入れの判断を行うことが必要である。

○受け入れの判断について、子ども本人及び保護者の立場に立ち、公平性を保って行われるように受け入れの判断の基準等を定めることが求められる。

○受け入れの判断は、書類確認、面接、観察などのほか、関係者が合議するなどして行うことが求められる。

（2）障害児の受け入れにあたっての留意点

○障害児の特性をふまえた援助・支援の向上のために、学校や地域の障害児関係の専門機関（デイケア施設も含む）、専門家等との相談体制を構築し、障害児受け入れのための職員研修や学習会の実施による指導の向上に努めることが求められる。

○障害児やその他配慮を要する子どもを受け入れる際、その障害の程度等から特に個別の支援が必要な場合は放課後児童指導員を加配することが必要である。また「保育所等訪問支援」を活用するなど、専門家の協力や保護者との相談等を工夫し、計画的で継続的な個別支援ができるようにすることが望まれる。

○障害児が放課後児童クラブで安全に過ごすことができるように、施設・設備のバリアフリー化に取り組むことが求められる。環境整備は、施設整備等の改修に加えて子どもの利用にあわせた環境設定の工夫が望まれる。

○障害児の放課後児童クラブへの受け入れにあたっては、障害者虐待防止法の理念にもとづいて障害児への虐待の防止に努めるとともに、防止にむけての措置を講ずることが必要である。」

ここで述べられているのは障害のある学童の受け入れにあたっての基本的な方向性を示したものであり、

より具体的な指針にあたっては実際の学童保育所の全国組織である全国学童保育連絡協議会が提案しているような学童保育の指針にも沿ったものが必要になるだろう。

なお、2013年12月には厚生労働省は「社会保障審議会児童部会 放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書～放課後児童健全育成事業の質の確保と事業内容の向上をめざして～」とする基準案を公にした。

5. 考察に代えて

以上、簡単に障害のある子どもたちの学童保育に関して最近の状況について参考引用文献に基づき述べてきた。

今後の検討課題としては、

a. 指導員の資格問題

この課題は従来からつねに検討されてきた課題であるが資格制度と指導員の待遇改善とは表裏一体のものだと思う。指導員の待遇改善は従来より全国学童保育連絡協議会などの関係団体が厚生労働省等に強く要望しているところである。公的（国家資格や臨床心理士などのような認定協会方式によるばあいでも）な資格制度ができて不安定な就労環境での勤務が続く限り、資格をとってまで指導員になろうとするかどうか疑問である。寄りよい人災を確保するためにも資格問題と待遇改善は並行して進められていく必要がある。

b. 障害のある子どもの学童保育と特別支援教育との連携

すでに成書として西本絹子編著（2009）による学級と学童保育で行う特別支援教育がある。詳細は同書を参照されたい。

学童保育に通所する児童の多くは地域の小学校へ通学する児童であるから当該児童の通学する学校においてとくに特別支援の対象となっている児童に関してはその児童への対応（個別の指導計画など）が行われているはずである。小学校と学童保育所との連携が求められる由来がそこにある。特別支援教育では地域での保健・福祉・医療・労働等との連携が求められており、その点からも同様にこの連携は児童やその保護者にとって利益となるばかりでなく小学校や学童保育所、相互の利益にもかなうものといえる。

学校との連携について全国学童保育連絡協議会編（2013）の「学童保育の保育指針（案）（改訂版）」によれば、

「① 子どもの生活の連続性と子ども理解を深めながら、お互いの役割を果たせるよう学校と学童保育が積極的に連携を図ることが必要。

② 学校・学童保育の年間計画や行事予定の交換、下

校時刻の確認、学校内での生活や子どもに関する情報の交換・相互の調整・連携をとることが必要。

③ 学校長や担任教諭はもちろんのこと、養護教諭やスクールカウンセラーなどについても必要に応じて連携を図ることに努める。

とし、

さらに、福祉事務所、児童相談所、子ども家庭支援センター、保健所、児童館や保育所などの児童福祉施設との連携をはかることが必要。特に、児童虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市町村等が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所や保健所等の関係機関と連携して対応を図ることが求められます。」等、多岐にわたる連携に関する指摘を行っている。

個人情報の保護に努め、保護者とも連携しながらとりわけ、通常学級において特別支援の対象となっている児の個別の教育支援計画、個別の指導計画等との齟齬を生じないような連携をとっていく必要がある。小学校での児への対応と学童保育所での対応の一貫性のなさは児にとっては混乱を招く要因になりかねない。ただし、学校と学童保育所ではその目的（児童福祉法（2012年8月10日改定、2015年4月施行予定）第6条の3第2項 放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業とされている）は異なるものであるのでそれを踏まえた上での連携が模索される必要がある。

なお、これの推進にあたっては当然、保護者の意向や個人情報の保護が前提となっていなければならない。

c. カンファレンス機能の充実

個別の児童に関するカンファレンスは当然行われているはずのものであるが施設内のカンファレンスだけでなく地域や個別のカンファレンスの充実が望まれる。森崎照子（2012）はその重要性に鑑みて著者の豊富な経験に照らした学童保育カンファレンスをまとめている。また、浜谷直人（2011）も自身の相談活動の経験を通じた提言をまとめている。

障害のある子どもはある種の障害、たとえば、ADHDという診断名だけでは把握できない、当たり前のことであるが個々にさまざまな個性的な課題を抱えているものである。こうしたことに関しては専門家によるカンファレンス、あるいはスーパーバイズを受けることも重要になる。上に述べた学校との連携でいえば学校の特別支援コーディネーターとのカンファレンスなども展開されて良い。これらは各施設の創意工夫によりさまざまなやり方で展開しているかと思われる

が上に述べたように市町村からの支援は乏しいものとなっている。子育て支援関係と教育委員会等との連携が必要になるのではないだろうか。

以上、縷々述べてきたことなどに基づき次の研究へのとっかかりとしたい。

参考・引用文献

- 学童保育指導員研修テキスト編集委員会編 2013 学童保育指導員のための研修テキスト 第2部 障害のある子どもへの理解と保育 かもがわ出版
- 学童保育指導員専門性研究会編 2012 学童保育研究〈13〉特集 指導員の専門性をめぐる理念・実践・運動 学童保育指導員資格と養成カリキュラム—萌芽的学童保育指導員資格の実際と今後の方向性 学童保育指導員専門性研究会
- 浜谷直人 2011 第3章 発達障がい・気になる子ども（田丸敏高、河崎道夫、浜谷直人編著 子どもの発達と学童保育 子どもの理解・遊び・気になる子） 福村出版
- 放課後児童クラブの運営内容に関する研究会（柏女霊峰座長）2013 平成23年度「改訂版・放課後児童クラブガイドライン」子ども未来財団
- 金谷有子、赤津純子 2012 特別な支援が必要な子どもの学童保育での生活の実際と課題 埼玉学園大学紀要（人間学部篇）第12号147-157
- 厚生労働省 2013 社会保障審議会児童部会 放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書～放課後児童健全育成事業の質の確保と事業内容の向上をめざして～
- 丸山啓史、石原剛志、中山徹 2011 学童保育と子ども・子育て新システム 子どもたちの放課後はどうなる？ かもがわブックレット181 かもがわ出版
- 丸山啓史 2012 第5章 障害児の放課後保障と学童保育（日本学童保育学会編 現代日本の学童保育） 旬報社
- 茂木俊彦、田中島晃子 1989 学童保育と障害児 一声社
- 茂木俊彦、野中賢治、森川鉄雄編 2002 入門ガイド 障害児と学童保育 大月書店
- 茂木俊彦編著、全国学童保育連絡協議会編集協力 2010 入門ガイド発達障害児と学童保育 大月書店
- 森田明美、根岸洋人、遠藤清江 2005 児童館における障害児の利用実態とその課題—障害児の居場所としての児童館の可能性—東洋大学人間科学総合研究所紀要 第3号、61-77.
- 森崎照子 2012 磨き耕す保育者のまなざし 学童保

- 育カンファレンス かもがわ出版
- 名古屋市学童保育連絡協議会しょうがい児部会，特定
非営利活動法人あした編 2005 しょうがいのある
子どものゆたかな放課後・夏休み かもがわ出
版
- 名古屋市学童保育連絡協議会しょうがい児部会，特定
非営利活動法人あした編 2009 しょうがい児支
援ハンドブック 学齢期の地域生活をゆたかなも
のに かもがわ出版
- 西木貴美子 2010 学童保育における指導員の資格や
体験の有無が障害児受け入れに対する意識に及ぼ
す影響 四天王寺大学紀要 第49号 213-223
- 西本絹子 2009 第10章 学童保育での支援のため
に 学級と学童保育で行う特別支援教育（西本
絹子編著 発達障害をもつ小学生を支援する）
金子書房
- 野中賢治，片山恵子編 2003（2012第8刷版 入門ガ
イド 学童保育指導員 大月書店
- 岡部舞 2013 視覚障害児の余暇活動の現状と課題―
視覚障害が余暇活動に与える影響とは―，平成24
年度愛知教育大学卒業論文
- 佐藤智恵，上村眞生ほか 2008 放課後児童クラブと
小学校との連携に関する研究―放課後児童クラブ
への質問紙調査から―広島大学大学院教育学研究
科紀要 第三部 第57号 313-319
- 清水遥，池本喜代正 2012 障害児学童保育に対する
保護者の意識及びニーズの実態 宇都宮大学教育
学部教育実践総合センター紀要 第35号 109-
116
- 白石正久 2007 障害児がそだつ放課後 - 学童保育は
発達保障と和みの場所 かもがわ出版
- 東京学芸大学特別支援教育研究会編 2009 広げよう
放課後・休日活動 障害児が参加する放課後子ど
もプラン 「放課後子ども教室」と「放課後子ど
もクラブ」の連携 ジアース教育新社
- 恒次欽也，森本尚子，日暮眞 1999 障害児学童保育
に関する調査研究Ⅰ―その課題と本調査に向け―
愛知教育大学治療教育学研究，第19輯，53-62.
- 恒次欽也；森本尚子；日暮眞 障害児の放課後健全育
成（学童保育）に関する調査研究Ⅰ―本調査実施
に向けての予備調査の概要―厚生科学研究子ども
家庭総合研究事業平成10年度研究報告書「障害児
の家族を含めた保健・医療ケアに関する研究」
1999a.
- 恒次欽也；森本尚子；日暮眞 障害児の放課後児童健
全育成（児童クラブ）に関する調査研究Ⅱ―保護
者調査の結果概要―厚生科学研究子ども家庭総合
研究事業平成11年度研究報告書「障害児の家族を
含めた保健・医療ケアに関する研究」2000.
- 内田芳夫，森純乃 2012 放課後児童クラブにおける
発達障害児に対するエスノグラフィー的研究 南
九州大学人間発達研究，第2巻，15-22.
全国学童保育連絡協議会編 2013改訂版 学童保育ハ
ンドブック ぎょうせい
全国学童保育連絡協議会編 2013学童保育の実施状況
調査（報道機関向け発表資料）同協議会刊
全国学童保育連絡協議会編 2013 学童保育の保育指
針（案）（改訂版）同協議会刊